6　免除

6.1　この記録の……の項の項目につき、条約附属書Ⅰ第３章の要件は、第３規則１の規定に基づき主管庁によつて免除されている。□

7　同等と認められる取付け物、材料、器具又は装置（第５規則）

7.1　この記録の……の項の項目につき、附属書Ⅰの要件と同等と認められる取付け物、材料、器具又は装置が主管庁によつて承認されている。□

この記録は、すべての点について正しいことを証明する。

……において発給した。

（記録の発給の場所）

……　……

（発給の日）　（記録の発給について正当に権限を与えられた職員の署名）

（必要に応じて、当局の印章）

様　式　B

国際油汚染防止証書（ＩＯＰＰ証書）の追補
油タンカーの構造及び設備に関する記録

この記録は、1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によつて修正された同条約（以下「条約」という。）附属書Ⅰに関するものである。

注釈

１　ＩＯＰＰ証書において分類されている最初の２の種類の船舶、すなわち、油タンカー及び条約附属書Ⅰ第２規則２に規定する貨物区域を有する船舶（油タンカーを除く。）は、この様式Ｂを使用する。ＩＯＰＰ証書において分類されている３番目の種類の船舶は、様式Ａを使用する。

２　この記録は、ＩＯＰＰ証書に常に添付しておく。ＩＯＰＰ証書は、いかなる時も船内に備えておく。

３　記録において使用される言語は、少なくとも、英語、フランス語又はスペイン語とする。発給する国の公用語も使用する場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

４　記入欄には、「該当する。」又は「適用がある。」の場合は「×」を、また、「該当しない。」又は「適用がない。」の場合は「―」を記入する。

５　別段の定めがある場合を除くほか、この記録において、「規則」とは、条約附属書Ⅰの規則をいい、「決議」又は「回章」とは、国際海事機関が採択した決議又は回章をいう。

1　船舶の要目

1.1　船名……

1.2　船舶番号又は信号符字……

1.3　船籍港……

1.4　総トン数……

1.5　船舶の積載容量……（立方メートル）

1.6　船舶の載貨重量……（メートル・トン）（第１規則23）

1.7　船舶の長さ……（メートル）（第１規則19）

1.8　建造日

1.8.1　建造契約が結ばれた日……

1.8.2　キールが据え付けられた日又は船舶が同様の建造段階に達した日……

1.8.3　引渡しが行われた日……

1.9　主要な改造（適用のある場合）

1.9.1　改造契約が結ばれた日……

1.9.2　改造が開始された日……

1.9.3　改造が完了した日……

1.10　不測の事由による引渡しの遅れ

1.10.1　不測の事由により引渡しが遅れたため、主管庁により第１規則28.1に定義する「1979年12月31日以前に引き渡された船舶」として容認された船舶　□

1.10.2　不測の事由により引渡しが遅れたため、主管庁により第１規則28.3に定義する「1982年６月１日以前に引き渡された油タンカー」として容認された船舶　□

1.10.3　不測の事由により引渡しが遅れたため、第26規則の規定を適用することが要求されていない船舶　□

1.11　船舶の種類

1.11.1　原油タンカー　□

1.11.2　精製油運搬船　□

1.11.3　第20規則２に規定する重油若しくは重ディーゼル油又は潤滑油を運送しない精製油運搬船　□

1.11.4　原油・精製油運搬船　□

1.11.5　兼用船　□

1.11.6　条約附属書Ⅰ第２規則２に規定する貨物区域を有する船舶（油タンカーを除く。）　□

1.11.7　第２規則４に規定する精製油を運送する油タンカー　□

1.11.8　原油洗浄装置を用いて運航する「原油タンカー」であるがクリーン・バラスト・タンクを用いて運航する「精製油運搬船」としても指定された船舶であつて、それぞれの船舶の種類に対応し別個のＩＯＰＰ証書の発給を受けているもの　□

1.11.9　クリーン・バラスト・タンクを用いて運航する「精製油運搬船」であるが原油洗浄装置を用いて運航する「原油タンカー」としても指定された船舶であつて、それぞれの船舶の種類に対応し別個のＩＯＰＰ証書の発給を受けているもの　□

2　機関区域のビルジ及び燃料油タンクからの油の排出を制御するための設備（第16規則及び第14規則）

2.1　燃料油タンクへのバラスト水の積込み

2.1.1　通常の状況において燃料油タンクにバラスト水を積載することができる船舶　□

2.2　取り付けられている油除去装置の種類

2.2.1　油除去装置（15ppm）（第14規則６）　□

2.2.2　警報器及び自動停止装置付き油除去装置（15ppm）（第14規則７）　□

2.3　承認基準

2.3.1　油水分離器又は油除去装置決議

.1　決議Ａ393(X)に基づき承認されたもの　□

.2　決議ＭＥＰＣ60(33)に基づき承認されたもの　□

.3　決議ＭＥＰＣ107(49)に基づき承認されたもの　□

.4　決議Ａ233（Ⅶ）に基づき承認されたもの　□

.5　決議Ａ393(X)又はＡ233（Ⅶ）によらない国内基準に基づき承認されたもの　□

.6　承認されていないもの　□